

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X1 ほか

控訴人(一審原告) X51 ほか

参加人 関西電力株式会社

一審被告第12準備書面

(耐津波設計方針)

令和5年8月15日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦

一審被告指定代理人 鈴木和孝

田原昭彦

野村昌也

寺田太郎

伊東真依

田原慎士

西村常樹

吉村征絃

古賀竜之介

濱崎貴弘

田中優希

金友有理子

窪田公樹

酒井圭一

稻田幸恵

平野大輔

鶴園孝夫

大淺田薰

長江博

高橋潤

平林昌樹

但野悟司

宮本佳明

大城朝久

仲村淳一

後藤堯人

藤田悟郎

井藤志暢

野澤峻

渡辺瑞穂

吉田匡志

田上雅彦

小林源裕

熊谷和宣

山本千尋

村田太一

鈴木隆之

假屋一成

吉田彩乃

渡邊桂一

澤田智宏

内藤浩行

世良田鎮

目 次

1 設置許可基準規則等における耐津波設計方針に係る規制の内容	6
2 参加人による申請内容	7
(1) 参加人の設計方針	7
(2) 敷地への浸水防止のための設計方針（乙第177号証46及び47ページ）	
	8
ア 遊上波の地上部からの到達、流入の防止	8
イ 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止	11
(ア) 流入経路の特定	11
(イ) 津波の流入防止対策	12
(3) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能を有する施設への影響防止のための設計方針（乙第177号証51ないし53ページ）	13
ア 海水ポンプの取水性	13
(ア) 海水ポンプ位置の評価水位	14
(イ) 水位低下に対する耐性の確保	14
(ウ) 循環水ポンプによる影響	14
イ 津波の二次的な影響に対する原子炉補機冷却海水系の機能保持確認	14
(ア) 海水ポンプ室の砂の移動及び堆積	15
(イ) 混入浮遊砂に対する海水ポンプの機能保持	15
(ウ) 取水口付近の漂流物	15
3 原子力規制委員会による審査結果	17
(1) 参加人が示した敷地への浸水防止のための設計方針について（乙第177号証46及び47ページ）	17
ア 遊上波の地上部からの到達、流入の防止について	17
イ 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止について	18
(2) 参加人が示した水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能を有する施	

設への影響防止のための設計方針について（乙第177号証52及び53ページ）	18
ア　海水ポンプの取水性について	18
イ　津波の二次的な影響に対する原子炉補機冷却海水系の機能保持確認について	
略称語句使用一覧表	20

一審被告は、令和5年5月15日付け一審被告第10準備書面（以下「一審被告第10準備書面」という。）第2（9ないし34ページ）において、基準津波の策定に係る原子力規制委員会の判断が合理的であることを述べた。そうしたところ、同月22日の第2回口頭弁論期日において、裁判所から、設計基準対象施設が基準津波に対して安全であるという点に関する主張の補充を促す訴訟指揮が行われた。そこで、本準備書面では、基準津波を踏まえた参加人の耐津波設計方針に係る申請及びこれに対する原子力規制委員会の判断が合理的であることについて、①基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させず、かつ、取水路及び放水路等の経路から流入させないための設計方針（設置許可基準規則の解釈別記3（以下、「解釈別記3」という。）の3一。以下「遡上波に対する防護措置の設計方針」という。）及び②水位変動に伴う取水性低下による炉心冷却機能等の重要な安全機能への影響を防止するための設計方針（解釈別記3の3四。以下「水位変動による取水性低下の防止措置の設計方針」という。）を中心にその概要を述べる。

なお、略語等の使用は、特に本文中において新たに定義するもののほか、原判決の例により、原判決に定義がないものについては、一審被告準備書面等の例による（本書面末尾に略称語句一覧表を添付する。）。

1 設置許可基準規則等における耐津波設計方針に係る規制の内容

設置許可基準規則5条（津波による損傷の防止）の規定内容は、一審被告第10準備書面第2の1(1)イ(ア)（10及び11ページ）のとおりであるところ、解釈別記3の3は、設置許可基準規則「第5条の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。」とし、基準津波による津波を敷地に遡上又は流入させないというドライサイトコンセプトに基づき、以下のとおり、①遡上波に対する防護措置の設計方針（後記一）、②取水・放水施設等からの漏水による浸水に対する防護措置の設計方針（後記二）、③津波による溢

水に起因する浸水に対する防護措置の設計方針（後記三）及び④水位変動による取水性低下の防止措置の設計方針（後記四）についてそれぞれ定めている（乙第113号証141ないし143ページ）。

- 一 「Sクラスに属する施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。）の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させないこと。また、取水路及び排水路等の経路から流入させないこと。（以下略）」
- 二 「取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止すること。（以下略）」
- 三 「上記の前二号に規定するものの他、Sクラスに属する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。そのため、Sクラスに属する設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。」
- 四 「水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止すること。そのため、非常用海水冷却系については、基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計であること。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。」

2 参加人による申請内容

(1) 参加人の設計方針

参加人は、解釈別記3の3一ないし四に基本的に対応する津波防護の基本方

針により、設計基準対象施設に対して基準津波によって安全機能が損なわれるおそれがない設計とするとし、解釈別記3の3一に対応する敷地への浸水防止のための設計方針として後記(2)の内容を、解釈別記3の3四に対応する水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能を有する施設への影響防止のための設計方針として後記(3)の内容を、それぞれ示している（乙第177号証45ないし53ページ）。

(2) 敷地への浸水防止のための設計方針（乙第177号証46及び47ページ）

ア 遷上波の地上部からの到達、流入の防止

解釈別記3の3一①及び②は、重要な安全機能を有する施設を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外の施設を、基準津波による遷上波が到達しない十分高い場所に設置することを要求している。また、基準津波による遷上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置することを要求している。（以上につき、乙第113号証141ページ）

参加人は、表1に示す各地点における入力津波高さを基に、敷地への浸水の可能性のある経路（遷上経路）を検討したうえで、基準津波による敷地周辺の遷上の状況、浸水域の分布等を評価し、表2に地上部からの到達流入評価結果を、表3に各経路からの流入評価結果を、それぞれまとめている。

水位上昇側						水位下降側
3,4号炉海水ポンプ室前面	取水路(奥)	防波堤前面	放水口前面	1,2号炉放水ピット	3,4号炉放水ピット	3,4号炉海水ポンプ室前面
T.P.+6.2m (T.P.+6.3m)	T.P.+6.7m (T.P.+6.9m)	T.P.+6.3m (T.P.+6.5m)	T.P.+6.4m (T.P.+6.6m)	T.P.+8.7m (T.P.+8.8m)	T.P.+8.2m (T.P.+8.3m)	T.P.-4.6m (T.P.-4.8m)

- ・入力津波高さは循環水ポンプ停止条件における水位
- ・()内はばらつきを考慮した入力津波であり、ばらつきとして、①潮位のばらつき(上昇側:0.15m、下降側:0.17m)、②入力津波の数値計算上のばらつきを考慮し安全側に評価した値

【説明資料(1.6:P60)】

表1 入力津波高さ一覧表

(乙第322号証2-5-32ページの第1. 6. 1. 1表)

		状況	入力津波水位	評価
重要な安全機能を有する設備を内包する建屋		T.P.+9.7m以上の敷地に設置されている。	T.P.+6.9m (取水路(奥))	到達、流入しない
重要な安全機能を有する屋外設備	海水ポンプエリア 海水管トンネル 海水管トレチ	T.P.+8.0m以上の敷地及び壁に囲まれている。	T.P.+6.3m (3,4号炉海水ポンプ室前面)	到達、流入しない
	燃料油貯蔵タンク	T.P.+9.7mの敷地に埋設されている。	T.P.+6.9m (取水路(奥))	
	重油タンク	T.P.+13.1mの敷地に埋設されている。	T.P.+6.9m (取水路(奥))	

表2 地上部からの到達流入評価結果

(乙第322号証・別添資料1・73ページの表-2-2-1)

流入経路 ^{※1}			入力津波高さ	許容津波高さ ^{※2}	裕度	評価
取水系	3,4号炉海水系	T.P.+2.5m	T.P.+6.3m (3,4号炉海水ポンプ室前面)	T.P.+8.0m	1.7m	流入しない
	点検用トンネル	T.P.+5.0m	T.P.+6.6m (放水口前面)	T.P.+8.7m	2.1m	流入しない
	1,2号炉海水系 ^{※3} 、1,2号炉循環水系 ^{※3} 3,4号炉循環水系	T.P.+9.3m	T.P.+6.9m (取水路(奥))	T.P.+9.3m	2.4m	流入しない
放水系	3,4号炉放水ピット	T.P.+9.7m	T.P.+8.3m (3,4号炉放水ピット)	T.P.+9.7m	1.4m	流入しない
	3,4号炉その他排水系	T.P.+10.5m	T.P.+8.3m (3,4号炉放水ピット)	T.P.+10.5m	2.2m	流入しない
	1,2号炉放水ピット	T.P.+9.3m	T.P.+8.8m (1,2号炉放水ピット)	T.P.+9.3m	0.5m	流入しない
屋外排水路	3,4号炉 海水ポンプ室周辺	①T.P.+8.0m	T.P.+6.3m (3,4号炉海水ポンプ室前面)	①T.P.+8.0m	1.7m	流入しない
		②T.P.+8.0m		②T.P.+8.0m		流入しない
	取水路周辺	③T.P.+9.3m	T.P.+6.9m (取水路(奥))	③T.P.+9.3m	2.4m	流入しない
		④T.P.+9.5m		④T.P.+9.5m		流入しない
	3,4号炉放水ピット周辺	⑤T.P.+9.3m	T.P.+8.3m (3,4号炉放水ピット)	⑤T.P.+9.3m	1.0m	流入しない
		⑥T.P.+9.7m		⑥T.P.+9.7m		流入しない
	1,2号炉放水ピット周辺	⑦T.P.+9.3m	T.P.+8.8m (1,2号炉放水ピット)	⑦T.P.+9.3m	0.5m	流入しない

※1 津波防護施設、浸水防止設備設置前の高さを示す。

※2 津波防護施設、浸水防止設備設置後の高さを示す。

※3 1,2号炉海水系、1,2号炉循環水系と、3,4号炉循環水系の連携箇所はない。

表3 各経路からの流入評価結果

(乙第322号証・別添資料1・97ページの表-2-2-6)

そのうえで、参加人は、基準津波による遡上波の地上部からの到達、流入を防止するために、以下の方針を示している。

(7) 基準津波による遡上解析について、地震による地盤沈下量を初期条件として考慮した遡上解析を実施した。その結果、入力津波高さは海水ポンプ室前面でT.P.^{※1}+6.3m程度、取水路(奥)でT.P.+6.9m

*1 TokyoPeil (東京湾平均海面) の略で、土地の標高の基準として、我が国の水準測点の原点とされている。

程度となる（表1）。

(イ) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）として、原子炉格納施設等の重要な安全機能を有する設備を内包する建屋が設置されている周辺敷地高さは、T. P. + 9. 7 mであり、基準津波による遡上波は地上部から到達、流入しない（表2）。

また、海水ポンプ室はT. P. + 2. 5 mであり（図1）、そのままで津波が到達する可能性があることから、津波防護施設として海水ポンプ室の前面及び周囲にT. P. + 8. 0 mの防護壁を設置する（図1）。これにより、基準津波による遡上波は地上部から到達、流入しない（表2）。

(ウ) 屋外設備の燃料油貯蔵タンクはT. P. + 9. 7 m、重油タンクはT. P. + 13. 1 mの高さの敷地にあり、基準津波による遡上波は地上部から到達、流入しない（表2）。

イ 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止

解釈別記3の3—③は、取水路、放水路等の経路からの津波の流入の可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止することを要求している（乙第113号証142ページ）。

参加人は、以下のとおり、津波の流入経路を特定した上で、流入防止対策を施す方針としている。

(ア) 流入経路の特定

流入の可能性のある取水路、放水路等の経路については、取水路又は放水路につながる海水系、循環水系、それ以外の屋外放水路等それぞれの設置位置における入力津波高さと、それらの開口部等の標高に基づく許容津波高さを比較することにより、その差を裕度として評価し、津波が流入する可能性を検討する。検討に当たっては、高潮による水位変動を考慮する。

津波の流入防止等の方針を検討するために算定した海水ポンプ室前面、取水路（奥）、1、2号炉及び3、4号炉放水ピット並びに放水口前面の入力津波高さ等に基づき検討した結果、海水ポンプ室前面の入力津波高さT.P. + 6.3mに対して（表1）、海水ポンプ室の床面の位置がT.P. + 2.5mであることから（図1）、流入の可能性のある経路として、海水ポンプ室床面開口部を特定した。また、放水路の経路については、放水ピットの入力津波高さT.P. + 8.8m（1、2号炉）、T.P. + 8.3m（3、4号炉）に対して（表1）、放水ピット周辺敷地高さがそれぞれT.P. + 9.3m（1、2号炉）、T.P. + 9.7m（3、4号炉）であるため（表3）、流入の可能性はない（乙第177号証47ページ）。

④ 津波の流入防止対策

特定した流入経路から津波が流入することを防止するため、浸水防止設備として、海水ポンプエリアの床面開口部に海水ポンプエリア浸水防止蓋、海水ポンプエリア前面及びその周辺にそれぞれT.P. + 9.0m、T.P. + 8.0mの止水壁を設置する（図1）。また、放水ピットの入力津波高さを抑制するため、本件発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合に、循環水ポンプを停止する手順を整備する（乙第177号証47ページ）。

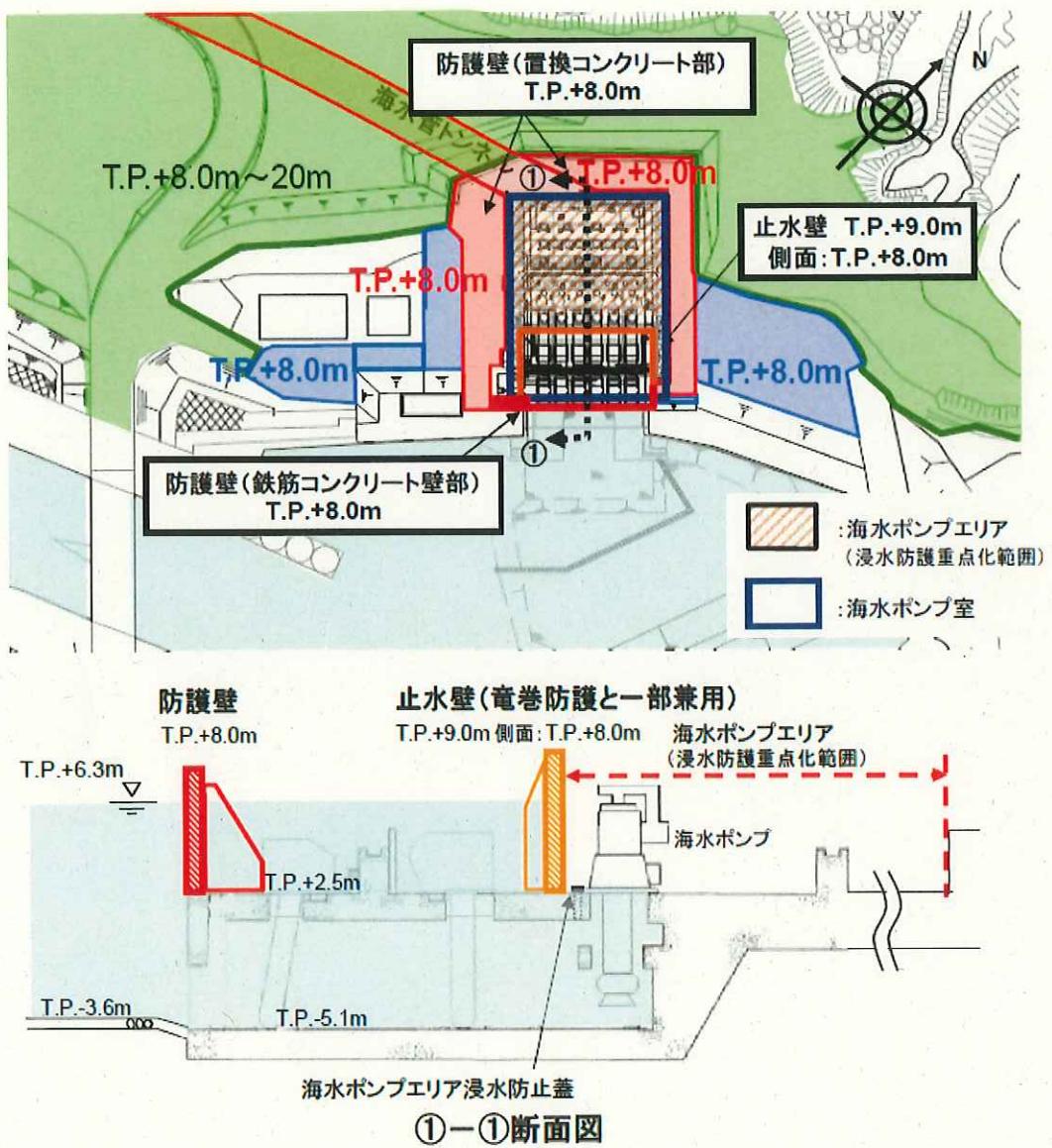


図1 海水ポンプ室浸水防止設備の概要

(乙第322号証2-5-45ページの第1. 6. 1. 7図)

(3) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能を有する施設への影響防止のための設計方針 (乙第177号証51ないし53ページ)

ア 海水ポンプの取水性

解釈別記3の3四は、基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機

能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計であることを要求している（乙第44号証135ページ）。

参加人は、海水ポンプの取水性について、以下の方針としている。

(7) 海水ポンプ位置の評価水位

基準津波による水位低下に伴う海水ポンプ位置での水位を算定するため、取水路から海水ポンプ室に至る経路について、形状、材質及び水路表面の状況に応じた摩擦損失を考慮したモデル化を行い、開水路の水理解析（以下「開水路の解析」という。）を実施する（乙第177号証51ページ）。

(8) 水位低下に対する耐性の確保

開水路の解析に基づき、海水ポンプ室前の下降側の入力津波高さを、T.P. - 4.8 mと算定した（表1）。この値は、水理試験結果に基づく海水ポンプの取水可能水位T.P. - 3.1 mを下回る水位であり、取水可能水位を下回る時間においても海水ポンプが機能保持できるように、海水を貯水する対策として海水ポンプ室前面の海中に貯水堰（天端高さT.P. - 2.35 m）を設置する（図2）。

(9) 循環水ポンプによる影響

原子炉補機冷却海水系と循環水系の水路等を独立して設置することから、循環水ポンプの運転が、海水ポンプの取水性に影響を及ぼすことはない（乙第177号証51ページ）。

イ 津波の二次的な影響に対する原子炉補機冷却海水系の機能保持確認

解釈別記3の3四は、基準津波による水位変動に伴う砂の移動及び堆積並びに漂流物について適切に評価することを要求している。また、原子炉補機冷却海水系については、砂の移動及び堆積並びに漂流物に対する通水性を確保すること、混入した浮遊砂に対して機能を保持することを要求している。

（以上につき、乙第113号証142及び143ページ）

参加人は、海水ポンプ室の砂の移動及び堆積並びに取水口付近の漂流物の

評価について、以下のとおりとしている。

(7) 海水ポンプ室の砂の移動及び堆積

基準津波に伴う砂の堆積について、砂移動解析では、海水ポンプ室内における砂の堆積は0.14mであり（乙第322号証・別添資料1・132ページの図-2-5-6参照）、海水ポンプ下端から底版までの距離は約0.8mであるため（乙第322号証・別添資料1・133ページの図-2-5-7参照）、取水経路は閉塞しない。

(4) 混入浮遊砂に対する海水ポンプの機能保持

本件発電所で使用している海水ポンプについて、砂が混入しても軸固着しにくい構造とする。具体的には、海水ポンプ取水時に浮遊砂の一部がポンプ軸受に混入したとしても、約3.7mmの異物逃がし溝から排出される構造とする。

一方で、本件発電所付近の砂の平均粒径が約0.3mmで、数mm以上の砂は僅かであり、基準津波での海流速では、数mm以上の砂は浮遊しにくいことを踏まえると、大きな粒径の砂はほとんど混入せず、海水ポンプの取水機能は保持できる（乙第177号証52ページ）。

(4) 取水口付近の漂流物

基準津波に伴う取水口付近の漂流物について、以下のとおり取水性に影響を与える漂流物はないと評価している（乙第177号証52及び53ページ）。

- a 津波シミュレーションの結果を踏まえ、本件発電所構内及び本件発電所から半径5kmの範囲で漂流物となる可能性のある施設、設備等を網羅的に調査して抽出する。
- b 前記aについて、地震による損傷が漂流物の発生可能性を高めることを考慮（地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊するとみなす。）して漂流物を特定する。

- c 地震に起因する敷地地盤の変状、標高変化等を保守的に考慮して特定する。
- d 本件発電所構内で漂流物となる可能性があるものとして、取水路及び物揚岸壁付近の定置網、倉庫類等、樹木等を特定した。これらの設置位置及び津波の流向を踏まえると、浮遊する漂流物は取水口へは向かわない。また、これらの漂流物が取水口に向かった場合を仮定しても、海水ポンプ室の前面及び周囲の防護壁により防護されるため、取水性への影響はない。
- e 本件発電所構内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船は、津波警報等發令時に緊急退避するため、漂流物とならない。
- f 本件発電所構外で漂流物となる可能性があるものとして本件発電所近傍で航行不能となった漁船及び樹木を特定しているが、海水ポンプ室の前面及び周囲の防護壁により防護されるため、取水性への影響はない。

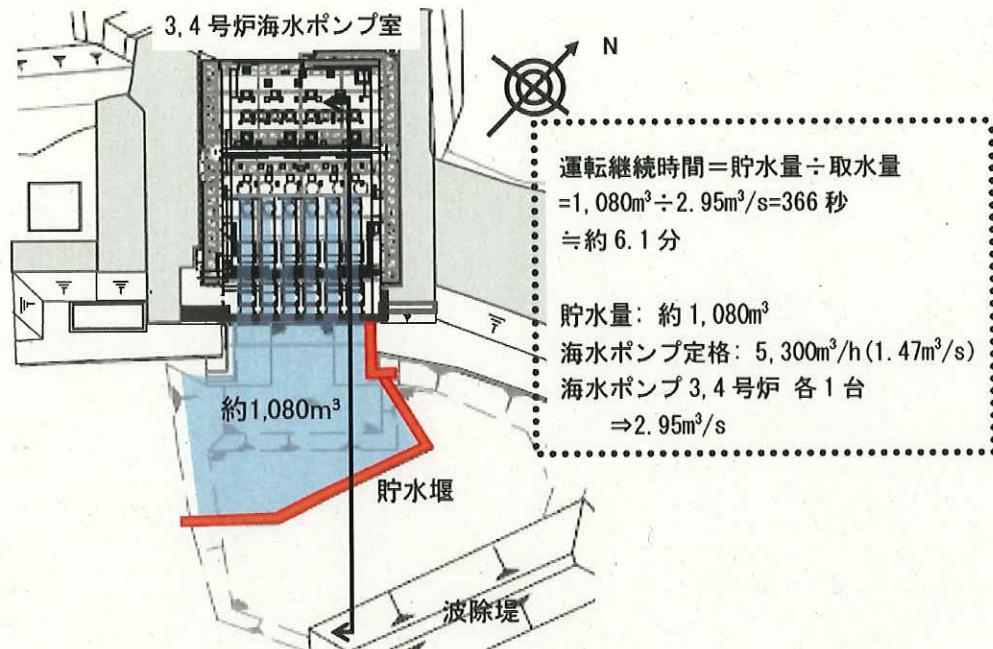


図-2-5-2 取水口前面への貯水対策図（平面図）

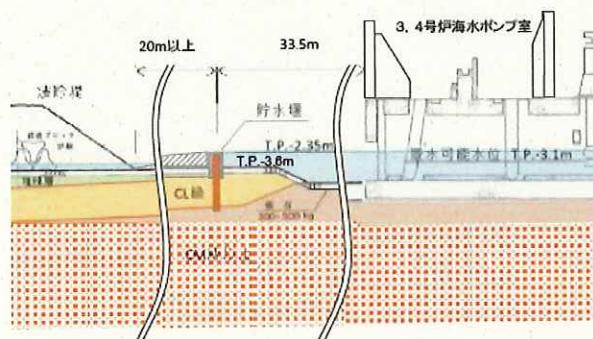


図-2-5-3 取水口前面への貯水対策図（断面図）

図2 取水口前面への貯水対策図

(乙第322号証・別添資料1・128ページの図-2-5-2及び図2-5-3)

3 原子力規制委員会による審査結果

(1) 参加人が示した敷地への浸水防止のための設計方針について（乙第177号証46及び47ページ）

ア 遊上波の地上部からの到達、流入の防止について

原子力規制委員会は、参加人が、基準津波による遡上波の地上部からの到達、流入の防止について、基準津波による敷地への浸水を防止する方針とし、基準津波による遡上域を把握するために実施した解析の結果に基づき、基準津波による遡上波が到達する可能性のある海水ポンプ室の前面及び周囲に津波防護施設を設置することとしており、これらの方針が解釈別記3の規定に適合していること等を確認した。

イ 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止について

原子力規制委員会は、参加人が、取水路、放水路等の経路から津波の流入する可能性を網羅的に検討して海水ポンプ室床面開口部を流入経路として特定した上で、浸水防止設備を設置することにより津波の流入を防止すること、また、大津波警報発令時に循環水ポンプを停止して、放水ピットの入力津波高さを抑制する運用とすることとしており、これらの方針が解釈別記3の規定に適合していること等を確認した。

(2) 参加人が示した水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能を有する施設への影響防止のための設計方針について（乙第177号証52及び53ページ）

ア 海水ポンプの取水性について

原子力規制委員会は、参加人が、海水ポンプ取水可能水位と引き波時の下降側の水位とを比較して取水性を評価し、貯水堰を設置することで水位変動に伴う取水性低下に対して海水ポンプの機能を保持できるよう設計すること、また、循環水ポンプの運転による海水ポンプの取水性への影響もないことから、これらの方針が解釈別記3の規定に適合していること等を確認した。

イ 津波の二次的な影響に対する原子炉補機冷却海水系の機能保持確認について

原子力規制委員会は、参加人が、設備の構造等を踏まえた基準津波による取水口付近の砂の移動及び堆積、取水口付近の漂流物の影響も含めて検討を

実施することにより、津波の二次的な影響に対して原子炉補機冷却海水系の機能を保持することとしており、これらの方針が解釈別記3の規定に適合していること等を確認した。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 大阪高等裁判所令和3年(行コ)第4号
 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件
 控訴人兼被控訴人 (一審被告) 国
 被控訴人(一審原告) X 1 ほか
 控訴人(一審原告) X 5 1 ほか
 参加人 関西電力株式会社

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
数字				
①の考え方	①施設が有する安全機能の重要度に応じて適切な地震力を定め、その地震力に対し十分耐えるよう設計すること	控訴審第7準備書面	8	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	原審第4準備書面	21	
②の考え方	②最も重要度の高い耐震重要度分類Sクラスに相当する耐震重要施設については、基準地震動による地震力に対し安全機能を保持すること	控訴審第7準備書面	8	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	原審第4準備書面	22	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	原判決	5	
7月27日規制委員会資料	平成28年7月27日原子力規制委員会資料「大飯発電所の地震動に係る試算の過程等について」	原審第15準備書面	11	
51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準1.8項の総称	原判決	163	
55条等	設置許可基準規則55条及び技術的能力審査基準1.12項の総称	原判決	176	
英字				

(a)ルート	「壇ほか式」(レシピ(12)式)とレシピ(13)式を用いてアスペリティ面積比を求める手順であり、M ₀ からスタートし、加速度震源スペクトル短周期レベルA、(13)式を経て、アスペリティの総面積S _a へと至る実線矢印のルート	原審第19準備書面	33	
(b)ルート	地震モーメントの増大に伴ってアスペリティ面積比が増大となる場合に、地震モーメントM ₀ や短周期レベルAに基づきアスペリティ面積比等を求めるのではなく、「長大な断層」と付記された破線の矢印のとおり、アスペリティ面積比を約0.22の固定値に設定するルート	原審第19準備書面	33	
IAEA	国際原子力機関	原審第30準備書面	19	
IAEA・SSG-21	IAEA Safety Standards "Volcanic Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations" (No.SSG-21)	原審第30準備書面	13	
ICRP	国際放射線防護委員会	原判決	13	
ICRP2007勧告	ICRPの平成19年(2007年)の勧告	原判決	70	甲35, 乙32, 34, 218から220
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構(Japan Nuclear Energy Safety Organization)	原審第30準備書面	21	
Kinematicモデルによる方法	佐竹ほか(2002)による運動学的地すべりモデルによる予測方法	控訴審第10準備書面	26	
L _{sub}	震源断層の長さ	原判決	18	
PAZ	放射線被ばくにより重篤な確定的影響を回避する区域	原審第32準備書面	13	
PRA	確率論的リスク評価	原審第17準備書面	24	
Somerville規範	「Somerville et al.(1999)」において示されたトリミングの規範	原審第16準備書面	41	
SRCMOD	Finite-Source Rupture Model Database	原審第19準備書面	43	乙86
S波速度	せん断波速度	原審第24準備書面	25	
UPZ	確定的影響のリスクを合理的な範囲で最小限に抑える区域	原審第32準備書面	13	
Wattsほかの予測式	Grilli and Watts(2005)及びWattsほか(2005)による予測式	控訴審第10準備書面	26	
あ				
秋田県モデル	秋田県(2012)で想定されている日本海東縁部の断層の波源モデル	控訴審第10準備書面	21	
芦田氏	芦田謙京都大学名誉教授	控訴審第11準備書面	38	
安全審査指針類	第4準備書面別紙3に列記する原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	原審第4準備書面	29	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	13	乙4

安全評価上の設定時間	設置許可申請書添付書類第八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間(「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」における「適切な値をとるような速度」についての解説部分より)	原審答弁書	23	乙3
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	19	乙20
安全余裕検討部会	制御棒挿入に係る安全余裕検討部会	原審第1準備書面	34	
い				
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ)	原審第1準備書面	10	
一審原告ら控訴答弁書	一審原告らの令和3年6月3日付け控訴答弁書	控訴審第2準備書面	4	
一審原告ら準備書面(2)	一審原告らの2022年(令和4年)5月20日付け準備書面(2)	控訴審第11準備書面	7	
一審原告ら準備書面(3)	一審原告らの2022年(令和4年)11月15日付け準備書面(3)	控訴審第11準備書面	7	
一審原告ら準備書面(5)	一審原告らの2023年(令和5年)5月16日付け準備書面(5)	控訴審第13準備書面	6	
一審被告	控訴人兼被控訴人国	控訴審第1準備書面	6	
一審被告控訴理由書	一審被告の令和3年2月5日付け控訴理由書	控訴審第1準備書面	6	
一審被告第4準備書面	一審被告の令和4年8月22日付け一審被告第4準備書面	控訴審第5準備書面	4	
一審被告第8準備書面	一審被告の令和5年2月14日付け一審被告第8準備書面	控訴審第9準備書面	5	
一審被告第9準備書面	一審被告の令和5年5月15日付け一審被告第9準備書面	控訴審第14準備書面	7	
一審被告第10準備書面	一審被告の令和5年5月15日付け一審被告第10準備書面	控訴審第12準備書面	6	
入倉ほか(1993)	入倉孝次郎ほか「地震断層のすべり変位量の空間分布の検討」	原審第18準備書面	9	甲151
入倉ほか(2017)	入倉らが執筆した論文である「Applicability of source scaling relations for crustal earthquakes to estimation of the ground motions of the 2016 Kumamoto earthquake (2016年熊本地震の地震動の推定に対する内陸殻内地震の震源スケーリング則の適用可能性)」	原判決	35	
入倉ほか(2014)	入倉ほかが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	原判決	20	

入倉・三宅(2001)	入倉孝次郎氏及び三宅弘恵氏が執筆した論文である「シナリオ地震の強震動予測」	原判決	17	
入倉・三宅式	$M_0 = 7.5 \times 10^{18}$ 以上 1.8×10^{20} ($Mw 7.4$ 相当)以下の地震の経験式 $M_0 = (S / 4.24 \times 10^{11})^2 \times 10^{-7}$	原判決	237	
入倉	入倉孝次郎京都大学防災研究所教授(当時)	原判決	7	
入倉氏	入倉孝次郎京都大学名誉教授	控訴審第1準備書面	7	
う				
ウェルズほか(1994)	WellsとCoppersmithが執筆した論文である「New empirical relationships among magnitude, rupture length, rupture width, rupture area, and surface displacement」	原判決	85	
訴え変更申立書	原告らの平成25年9月19日付け訴えの変更申立書	原審第3準備書面	4	
訴えの変更申立書2	原告らの平成29年9月21日付け訴えの変更申立書	平成29年12月25日付け訴えの変更申立てに対する答弁書(原審)	5	
運動学的手法	佐竹ほか(2002)を参考にした運動学的モデルによる予測方法	控訴審第10準備書面	28	
え				
F-6破碎帯	旧F-6破碎帯と新F-6破碎帯を区別しないときは単に「F-6破碎帯」という	原判決	52	
お				
大飯破碎帶有識者会合	原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合	原判決	53	
大飯発電所3号炉	関西電力大飯発電所3号原子炉	原審答弁書	4	
大飯発電所4号炉	関西電力大飯発電所4号原子炉	原審答弁書	4	
大谷氏	大谷具幸・岐阜大学工学部社会基盤工学科准教授	控訴審第11準備書面	33	
小田急大法廷判決	最高裁判所平成17年12月7日大法廷判決(民集59巻10号2645ページ)	原審第2準備書面	9	
か				
開水路の解析	開水路の水理解析	控訴審第12準備書面	14	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則17条の施行後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審第1準備書面	24	第4準備書面で基本用語を変更

改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法附則18条による改正法施行後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。	原審第4準備書面	5	第1準備書面から基本用語を変更
改正地質審査ガイド	改正後の地質審査ガイド	控訴審第6準備書面	11	
改正地震動審査ガイド	改正後の地震動審査ガイド	控訴審第6準備書面	11	
解釈別記2	設置許可基準規則の解釈別記2	一審被告控訴理由書	10	
解釈別記3	設置許可基準規則の解釈別記3	控訴審第12準備書面	6	
解析値	解析によって求められた値	原審第21準備書面	46	
各基準検討チーム	原子炉施設等基準検討チームと地震等基準検討チームを併せた名称	原判決	5	
火山ガイド	原子力発電所の火山影響評価ガイド	原審第30準備書面	4	乙179
片岡ほか式	片岡正次郎氏らが執筆した論文である「短周期レベルをパラメータとした地震動強さの距離減衰式」	原判決	25	
神奈川県以遠に居住する原告ら	原告 X60, 原告 X51, 原告 X62, 原告 X71 の総称	原判決	73	
釜江氏	釜江克宏京都大学複合原子力科学研究所特任教授	控訴審第1準備書面	7	
釜江意見書(地震モーメント)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(地震モーメント)	原審第31準備書面	3	乙208
釜江意見書(短周期レベル)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(短周期レベル)	原審第31準備書面	3	乙209
川瀬委員	川瀬博委員(原子力安全基準・指針専門部会の地震等検討小委員会の委員)	原判決	41	
川瀬氏	川瀬博京都大学防災研究所特任教授	控訴審第1準備書面	7	
川瀬氏報告書	川瀬氏が作成した「経験式と地震動評価のばらつきに関する報告書」	原審第33準備書面	38	乙235
関西電力	関西電力株式会社	原審答弁書	4	
き				
菊地ほか(1999)	菊地正幸ほか「1948年福井地震の震源パラメーター」	原審第20準備書面	23	乙97
菊地ほか(2003)	Kikuchi et al.(2003)	原審第19準備書面	43	乙91

技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	原判決	6	
技術基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	8	乙46
技術基準適合命令	経済産業大臣が、電気事業法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるとするときに対する、事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限等の命令	原審答弁書	10	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会決定)	原判決	211	乙59
基準地震動	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則4条3項に規定する基準地震動	原審第5準備書面	13	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	原審第5準備書面	16	
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	原審第5準備書面	28	
規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	控訴審第1準備書面	11	乙272
基本ケース	地震動審査ガイドI.3.3.3に沿った地震動評価上の不確かさが一部考慮されていない段階の断層モデル	原審第33準備書面	44	
基本震源モデル	同上 (なお、原審第33準備書面44ページでは、「基本震源モデル」あるいは「基本ケース」と述べている。)	原審第9準備書面	11	
旧F-6破碎帯	昭和60年の本件各原子炉の設置変更許可申請時に推定されていたF-6破碎帯	原判決	51	
旧許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分	原審第32準備書面	37	
九州電力	九州電力株式会社	原判決	16	
旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について(昭和56年7月原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	14	
行訴法	行政事件訴訟法	原審答弁書	4	
け				
原告ら準備書面(1)	原告らの平成24年10月16日付け準備書面(1)	原審第1準備書面	5	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成24年12月25日付け準備書面(2)	原審第2準備書面	4	

原告ら準備書面(5)	原告らの平成26年3月5日付け準備書面(5)	原審第9準備書面	6	
原告ら準備書面(6)	原告らの平成26年6月3日付け準備書面(6)	原審第6準備書面	4	
原告ら準備書面(7)	原告らの平成26年9月9日付け準備書面(7)	原審第7準備書面	5	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成26年12月10日付け準備書面(8)	原審第9準備書面	6	
原告ら準備書面(9)	原告らの平成27年3月12日付け準備書面(9)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(10)	原告らの平成27年6月17日付け準備書面(10)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(11)	原告らの平成27年6月23日付け準備書面(11)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(12)	原告らの平成27年9月11日付け準備書面(12)	原審第11準備書面	5	
原告ら準備書面(13)	原告らの平成27年12月14日付け準備書面(13)	原審第12準備書面	5	
原告ら準備書面(14)	原告らの平成28年3月17日付け準備書面(14)	原審第13準備書面	5	
原告ら準備書面(15)	原告らの平成28年6月10日付け準備書面(15)	原審第14準備書面	5	
原告ら準備書面(16)	原告らの平成28年9月9日付け準備書面(16)	原審第15準備書面	5	
原告ら準備書面(17)	原告らの平成28年9月20日付け準備書面(17)	原審第15準備書面	5	
原告ら準備書面(18)	原告らの平成28年12月16日付け準備書面(18)	原審第16準備書面	8	
原告ら準備書面(19)	原告らの平成29年3月17日付け準備書面(19)	原審第17準備書面	7	
原告ら準備書面(20)	原告らの平成29年7月3日付け準備書面(20)	原審第18準備書面	6	
原告ら準備書面(21)	原告らの平成29年9月21日付け準備書面(21)	原審第20準備書面	7	
原告ら準備書面(22)	原告らの平成29年12月18日付け準備書面(22)	原審第20準備書面	7	
原告ら準備書面(23)	原告らの平成30年3月12日付け準備書面(23)	原審第21準備書面	10	
原告ら準備書面(24)	原告らの平成30年6月11日付け準備書面(24)	原審第28準備書面	5	
原告ら準備書面(27)	原告らの平成30年12月4日付け準備書面(27)	原審第30準備書面	4	
原告ら準備書面(29)	原告らの平成31年3月18日付け準備書面(29)	原審第28準備書面	17	
原告ら準備書面(30)	原告らの令和元年6月18日付け準備書面(30)	原審第30準備書面	4	
原告ら準備書面(32)	原告らの令和元年6月18日付け準備書面(32)	原審第33準備書面	6	
原告ら準備書面(34)	原告らの令和元年9月20日付け準備書面(34)	原審第31準備書面	3	
原災指針	原子力災害対策指針	原審第32準備書面	12	
原災法	原子力災害対策特別措置法	原審第32準備書面	12	
現状評価会合	大飯発電所3, 4号機の現状に関する評価会合	原審第3準備書面	6	
現状評価書	平成25年7月3日付け「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書」	原審第3準備書面	6	乙35
原子力規制委員会等	原子力規制委員会及び経済産業大臣	原審第1準備書面	5	

原子力災害対策重点区域	住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	原審第2準備書面	18	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	原審第4準備書面	18	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	原審第4準備書面	5	
原子炉格納容器の破損等	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷	原審第17準備書面	33	
原子炉施設等基準検討チーム	原子炉設置許可の基準を検討するための発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称)	原判決	5	
原子炉制御系統	原子炉の通常運転時に反応度を調整する機器及び設備	原審第5準備書面	34	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	原審第4準備書面	20	
原子炉停止系統	原子炉の通常運転状態を超えるような異常な事態において原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために原子炉を停止する機能を有する機器及び設備	原審第5準備書面	34	
原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審答弁書	4	第3準備書面で略称を変更
検討会モデル	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(国土交通省、内閣府、文部科学省(2014))で想定されている若狭海丘列付近断層(F-49)の波源モデル及びFO-A～FO-B～熊川断層(F-53)の波源モデル	控訴審第10準備書面	21	
検討用地震	内陸地殻内地震(陸のプレートの上部地殻地震発生層に生ずる地震をいい、海岸のやや冲合で起こるものを含む。)、プレート間地震(相接する二つのプレートの境界面で発生する地震)及び海洋プレート内地震(沈み込む(沈み込んだ)海洋プレート内部で発生する地震)について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震	原判決	206	
二				
広域地下構造調査(概査)	地震発生層を含む地震基盤から解放基盤までを対象とした地下構造調査	原審第23準備書面	50	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	原審答弁書	7	
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会・国会事故調報告書	原審第3準備書面	21	
小山氏	原告小山英之氏	原審第34準備書面	18	
小山氏陳述書	小山氏作成の「大飯3・4号炉基準地震動の過小評価」と題する陳述書	原審第34準備書面	18	甲221
近藤委員長	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏	控訴審第2準備書面	12	

さ				
サイト	原子力施設サイト(敷地)	原審第30準備書面	20	
裁判所の第1回事務連絡	裁判所の令和4年1月21日付け事務連絡	控訴審第3準備書面	4	
佐賀地裁決定	玄海原子力発電所3・4号機再稼働差止仮処分申立事件に係る佐賀地方裁判所平成29年6月13日決定	原審第21準備書面	37	乙108
佐藤(2010)	佐藤智美氏による「逆断層と横ずれ断層の違いを考慮した日本の地殻内地震の短周期レベルのスケーリング則」	原審第21準備書面	30	乙104
佐藤(2012)	佐藤智美氏による国内外で発生した近時の内陸地殻内地震のスケーリング則に関する論文である「断層モデルに基づく世界の大規模地殻内地震の巨視的断層パラメータのスケーリング則」	控訴審第13準備書面	8	乙325
佐藤・堤(2012)	佐藤智美氏及び堤英明氏による「2011年福島県浜通り付近の正断層の地震の短周期レベルと伝播経路・地盤増幅特性」	原審第21準備書面	30	乙105
サマビルほか式	$M_0 = 7.5 \times 10^{18}$ (Mw6.5相当)未満の地震の経験式 $M_0 = (S / 2.23 \times 10^{15})^{3/2} \times 10^{-7}$	原判決	237	
サマビルほか(1999)	Paul Somervilleほかが執筆した論文である「Characterizing crustal earthquake slip models for the prediction of strong ground motion」	原判決	30	
参加人	控訴人参加人	一審被告控訴理由書	9	
参加人準備書面(1)	参加人の平成30年6月6日付け準備書面(1)	原審第24準備書面	29	
参加人控訴審準備書面(1)	参加人の令和4年5月24日付け準備書面(1)	控訴審第4準備書面	32	
三連動	FO-A断層, FO-B断層及び熊川断層の三連動	原審第33準備書面	56	
し				
敷地近傍地下構造調査(精査)	地震基盤から表層までを対象とした地下構造調査	原審第23準備書面	50	
重松氏	重松紀生産業技術総合研究所主任研究員	原審第34準備書面	16	
四国電力	四国電力株式会社	原審第21準備書面	14	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	原審第5準備書面	6	
地震等基準検討チーム	原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するための発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に關わる規制基準に関する検討チーム	原判決	5	

地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	原審第24準備書面	9	乙117
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)	原判決	224	乙52
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	原審第4準備書面	30	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	原審第4準備書面	20	
地盤審査ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド	原判決	217	
島崎	島崎邦彦氏	原判決	20	
島崎証言	名古屋高等裁判所金沢支部に係属する事件での島崎氏の証言内容	原審第19準備書面	10	甲168
島崎提言	島崎氏が執筆した論文である「最大クラスではない日本海『最大クラス』の津波一過ちを糾さないままでは『想定外』の災害が再生産される」における島崎氏の提言	原判決	20	
島崎発表	日本地球惑星科学連合の2015年大会において行った発表である「活断層の長さから推定する地震モーメント」、その後、島崎は、日本地震学会の2015年度秋季大会や日本活断層学会の同年度秋季学術大会においても同趣旨の発表をした、これらの島崎氏の発表	原判決	20	
島崎発表等	島崎発表及び島崎提言の総称	原判決	33	
重大事故	発電用原子炉の炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	原判決	197	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	原審第5準備書面	7	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	原審第5準備書面	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	原審第5準備書面	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	原審第5準備書面	6	

常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	原審第23準備書面	11	
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	原審第23準備書面	10	
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	原審第23準備書面	10	
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23が規定する、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときに、原子力規制委員会が、原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	原審第1準備書面	26	
省令62号	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	原審答弁書	7	
省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	原審第3準備書面	19	甲56
新F-6破碎帯	原子力規制委員会において認定された旧F-6破碎帯とは異なる位置を通過する新たな破碎帯	原判決	52	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等(同規則の解釈やガイドも含む)	原判決	6	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	原審第4準備書面	28	
震源モデル	検討用地震ごとに適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定したモデル	一審被告控訴理由書	10	
震源断層モデル	検討用地震ごとに適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定したモデル	一審被告控訴理由書	10	
審査書案	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)(平成29年2月22日原子力規制委員会)	原審第17準備書面	7	甲164
新耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	10	乙2。答弁書から略称を変更。
新変更許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分がされた後に、新たにされた設置変更許可処分	原審第32準備書面	37	
す				
水位変動による取水性低下の防止措置の設計方針	水位変動に伴う取水性低下による炉心冷却機能等の重要な安全機能への影響を防止するための設計方針	控訴審第12準備書面	6	
推本	地震調査研究推進本部	原判決	6	

推本長期評価手法報告書	推本による『活断層の長期評価手法』報告書(暫定版)』(平成22年11月)	原審第23準備書面	23	乙115
推本レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法	原判決	7	
せ				
制御棒挿入時間	制御棒の挿入のために施設における安全機能が損なわれないというために、制御棒の挿入に要する時間	原判決	48	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成29年原子力規制委員会規則第13号による改正前のもの)	原判決	4	
設置許可基準規則51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.8項	原審第28準備書面	14	
設置許可基準規則55条等	設置許可基準規則55条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.12項	控訴審第8準備書面	7	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	7	乙44・113
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)	原判決	5	
そ				
訴訟要件①	処分権限	原審答弁書	5	
訴訟要件③	i 損害の重大性、ii 補充性	原審答弁書	5	
訴訟要件④	原告適格	原審答弁書	5	
遡上波に対する防護措置の設計方針	基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させず、かつ、取水路及び放水路等の経路から流入させないための設計方針	控訴審第12準備書面	6	
た				
第2ステージ	M ₀ (地震モーメント)>7.5E+18Nm	原審第21準備書面	44	
第206回審査会合	平成27年3月13日に開催された原子力規制委員会の第206回審査会合	控訴審第4準備書面	40	
第5回進行協議期日	令和4年8月29日に実施された進行協議期日	控訴審第5準備書面	4	
第5回進行協議調書	第5回進行協議期日の進行協議調書	控訴審第5準備書面	4	
耐震安全性評価に対する見解	「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3号機、4号機 耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)」に対する見解	原審第1準備書面	30	乙23
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	原審第23準備書面	9	
耐震重要施設等	耐震重要施設及び重大事故等対処施設	控訴審第4準備書面	7	

耐震設計工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	8	乙47
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審答弁書	20	第1準備書面で略称を変更
武村(1998)	武村雅之氏が執筆した論文である「日本列島における地殻内地震のスケーリング則－地震断層の影響および地震被害との関連－」	原判決	18	
武村式	断層面積S(km^2)と地震モーメントMo(dyne \cdot cm)の関係式 $\log S = 1/2 \log Mo - 10.71$ ($Mo \geq 7.5 \times 10^{25}$ dyne \cdot cm)	原判決	19	
武村式＋片岡ほか式手法	原告らが主張する「壇ほか式」を「片岡ほか式」に置き換えた手法	原審第21準備書面	33	
田島ほか(2013)	田島礼子氏ほかによる「内陸地殻内および沈み込みプレート境界で発生する巨大地震の震源パラメータに関するスケーリング則の比較研究」	原審第21準備書面	30	乙106
短周期レベル	強震動予測に直接影響を与える短周期領域における加速度震源スペクトルのレベル	原判決	239	
壇ほか(2001)	壇一男氏、渡辺基史氏、佐藤俊明氏及び石井透氏が執筆した論文である「断層の非一様すべり破壊モデルから算定される短周期レベルと半経験的波形合成法による強震動予測のための震源断層モデル化」	原判決	22	
壇ほか式	活断層で発生する地震については、最新活動の地震による短周期レベルの想定が現時点では不可能である一方で、想定する地震の震源域に限定しなければ、最近の地震の解析結果より短周期レベルA($N \cdot m/s^2$)と地震モーメント M_0 ($N \cdot m$)との経験的関係が求められるため、その短周期レベルを算出する式 $A = 2.46 \times 10^{10} \times (M_0 \times 10^7)^{1/3}$	原判決	239	
ち				
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定)	原判決	212	甲60, 乙45
つ				
津波ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306193号原子力規制委員会決定)	原審第26準備書面	23	乙148
て				
手引き改訂案	発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き(改訂案)	原審第33準備書面	28	
と				
東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年11月22日判決	原審第32準備書面	38	
東京電力	東京電力株式会社	原審第16準備書面	28	
な				

中田教授	中田節也東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター教授(当時)	原審第30準備書面	21	
ね				
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	原審第4準備書面	25	
は				
背景領域	震源断層内のアスペリティを除いた領域	一審被告控訴理由書	56	
破碎帯評価書	平成26年2月12付け「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について」	原判決	54	
破碎部	台場浜トレーナーの破碎帯(本件設置変更許可処分の審査書の表記に合わせるもの)	原審第29準備書面	16	
発電用原子炉施設	発電用原子炉及びその附属施設	原判決	198	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	原審第4準備書面	6	
ばらつき報告書	川瀬委員作成の「経験式と地震動評価のばらつきに関する報告書」と題する書面	原判決	126	乙235
阪南市等に居住する原告ら	原告 X105, 原告 X122, 原告X123, 原告 X125 の総称	原判決	73	
ひ				
ピア・レビュー会合評価書案	大飯発電所の敷地内破碎帯に関する評価書案	原審第31準備書面	10	乙212
評価書案	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について(案)	原審第3準備書面	32	乙39
ふ				
福井県モデル	福井県(2012)で想定されている若狭海丘列付近断層の波源モデル	控訴審第10準備書面	21	
福井地裁平成27年仮処分決定	福井地方裁判所平成27年4月14日決定	原審第20準備書面	15	甲138
福島第一原発事故	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故	原判決	4	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	原審第4準備書面	13	
へ				
平成17年5号内規	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(平成17年12月15日原院発第5号)	原審第1準備書面	18	乙19
平成18年耐震指針	平成18年改正後の耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審第24準備書面	9	甲2 乙2
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審第3準備書面	8	答弁書から略称を変更
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	原審第4準備書面	29	

平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	原審第4準備書面	29	
ほ				
法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(平成29年法律第15号による改正前のもの)	原判決	4	
本件会合	原子炉施設等基準検討チーム第23回会合	原審第31準備書面	3	
本件各原子炉	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉	原判決	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉及びその附属施設	原判決	11	
本件シミュレーション	原子力規制庁が平成24年12月に公表した、原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション	原判決	13	
本件処分	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可	原判決	4	
本件資料	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏が作成した資料	控訴審第2準備書面	12	甲第222号
本件申請	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可の申請	原判決	4	
本件審査	本件申請に係る設置許可基準規則等への適合性審査	原判決	42	
本件断層	「FO-A～FO-B～熊川断層」	控訴審第3準備書面	5	
本件発電所	大飯発電所	原判決	8	
本件ばらつき条項	地震動審査ガイドのI.3.2.3(2)	原判決	40	
み				
宮腰ほか(2015)	宮腰研氏らが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	原判決	18	乙61
宮腰ほか(2015)正誤表	宮腰ほか(2015)(乙61)の表6の一部についての正誤表	原審第18準備書面	12	乙85
も				
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	原審第3準備書面	8	
や				
山形調整官	山形浩史・重大事故対策基準統括調整官(当時)	原審第28準備書面	9	
山崎教授	山崎晴雄首都大学東京大学院教授(当時)	原審第30準備書面	21	

ヰ				
有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061915号原子力規制委	原審第17準備書面	27	乙80
よ				
要対応技術情報	何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見に関する情報	原審第30準備書面	23	
吉岡氏	吉岡産業技術総合研究所活断層評価研究チーム長(当時)	原審第31準備書面	10	
れ				
レシピ解説書	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)の解説	原審第27準備書面	8	乙155
ろ				
炉心	発電用原子炉の炉心	原判決	198	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	原審第5準備書面	5	
わ				
渡辺氏	渡辺東洋大学教授	原審第31準備書面	10	